

## 高知県獣医師職員確保就業体験事業実施要領

### 1 目的

高知県庁における獣医師の業務について、獣医科大学の学生又は獣医師の免許を有する人（以下「社会人獣医師」という。）等に理解を得るとともに、将来の進路の選択肢の一つとして検討する機会とする。また、大学の単位取得研修としての受け入れも行う。

### 2 研修生

大学において獣医学を履修する課程に在学している第4学年から第6学年の学生又は社会人獣医師で、各年度3名程度とする。ただし、他自治体等より獣医師職員確保のための修学資金の貸与を受けている者は対象としない。

### 3 実施時期等

原則として、大学の夏休み期間である7月から9月までの連続した3日間のうち、薬務衛生課の指定する期間に実施するものとし、1日の研修時間は、午前9時から午後5時までを目途とする。

### 4 受入施設

研修生を受け入れる実習機関（以下「受入施設」という。）は別表のとおりとし、研修ごとの受入施設については、その都度、健康政策部及び農業振興部の関係機関が協議し決定する。

### 5 研修内容

- (1) 薬務衛生課の業務について
- (2) 食肉衛生検査所の業務について
- (3) 畜産試験場の業務について
- (4) 家畜保健衛生所の業務について

なお、研修内容の詳細は受入施設において決定するが、業務の都合により研修生の希望を考慮できない場合がある。

### 6 研修に要する経費

- (1) 研修に要する旅費の一部（交通費、四万十市での宿泊費一泊分）は、高知県が負担する。ただし、社会人獣医師への旅費の負担はしない。
- (2) 支給する旅費の額は、旅行（大学と受入施設相互間を限度とする。）の方法等の実態に応じ、高知県の関係規定に定める方法で算定した額とする。

### 7 研修の申込みと手続き

- (1) 研修の受講を希望する者は、様式第1-1号又は第1-2号のいずれかに必要事項を記載し、高知県健康政策部薬務衛生課（以下「薬務衛生課」という。）あてに、原則、6月第2金曜日までに郵送で申し込むこと。
- (2) 薬務衛生課は、申込みのあった者から研修生を6月末を目途に決定し、様式第2号により申請者へ通知するとともに、研修生（獣医科大学の学生）については大学へ通知する。  
なお、研修生は、本県出身者及び「高知県獣医師修学資金」貸与者を優先とし、申込人数が定員に満たない場合においても書類審査等により選考後、決定する。
- (3) 研修生（獣医科大学の学生）は、決定通知を確認次第速やかに、様式第3号に、

旅費債権者登録（変更）申請書を添付のうえ、薬務衛生課へ送付すること。

- (4) 研修生は、様式第4号により実習に係る「誓約書」を作成し、薬務衛生課に郵送又は研修期間の初日に持参すること。
- (5) 研修生（獣医科大学の学生）は、研修期間終了後速やかに、様式第5号に、交通費の領収書、航空機搭乗券等の、旅行内容を確認できる書類を添付のうえ、薬務衛生課へ送付すること。
- (6) 研修生（獣医科大学の学生）は、研修が終了したことを証明する必要がある場合には、それに係る書類を研修期間の初日までに薬務衛生課に提出すること。

## 8 研修中の事故等

- (1) 薬務衛生課は、研修生の不慮の事故に備え、研修中の傷害保険の費用を負担する。なお、研修生においても、各自で損害賠償責任保険に加入のうえ研修に参加すること。
- (2) 研修中の自動車事故、その他の不慮の事故については、受入施設はその発生防止に努めるものとする。ただし、万一事故が発生した場合は、受入施設に明らかに過失がある場合を除き、受入施設はその責任を負わないものとする。

## 9 研修生が遵守すべき事項

- (1) 研修生（獣医科大学の学生）は、研修への出発時及び終了時に、大学又は担当教授に必要な指示を仰ぐこと。
- (2) 研修生は、受入施設の示した日程を遵守すること。やむを得ず守れない場合には、直ちに受入施設へ連絡し、事前に了承を得ること。
- (3) 研修に使用する白衣、長靴等は受入施設で準備するが、その他日常衣服、日用品は携行すること。なお、研修期間中の食事は提供しない。
- (4) 研修生は、研修期間中に発熱等体調不良を来した場合は、研修への参加を中止すること。なお、参加できない場合の休養場所の確保は各自で行うこと。
- (5) 研修生は、研修上知り得た秘密を漏らしてはならない。また、研修を終えた後も同様とする。
- (6) 研修生は、受入施設の指示に従い規律ある行動をとるものとし、研修施設において規律が乱れるおそれがあると判断したときは研修を中止させることがある。その後に発生した交通費、宿泊費等の費用は全て研修生の負担とする。

## 附 則

- この要領は、平成25年4月1日から施行する。  
この要領は、平成27年4月1日から施行する。  
この要領は、平成28年3月1日から施行する。  
この要領は、平成31年3月14日から施行する。  
この要領は、令和3年4月30日から施行する。  
この要領は、令和5年4月14日から施行する。  
この要領は、令和6年4月5日から施行する。  
この要領は、令和8年4月1日から施行する。

## 別表

所属名称	所在地	業務内容
健康政策部	薬務衛生課	高知市丸ノ内1丁目2番20号 1. 食品衛生に関すること。 2. 食肉衛生に関すること。 3. 食鳥処理等の衛生に関すること。 4. 狂犬病予防に関すること。 5. 動物の愛護及び管理に関すること。 6. 化製場等に関すること。
	食肉衛生検査所	四万十市不破出来島2058-1 食肉検査に関すること。
農業振興部	畜産試験場	高岡郡佐川町中組1247 家畜の品種改良及び新品種開発などの技術開発。
	家畜保健衛生所	本所：土佐市、四万十町 支所：田野町、土佐町、四万十市 1. 家畜伝染病予防のための各種検査等に関すること。 2. 家畜衛生に関すること。 3. 獣医療施設及び動物用医薬品販売店舗に関すること。 4. 畜産農家の経営安定に関すること。